

県中企業の特徴PR動画制作事業仕様書（案）

1 委託業務の名称

県中企業の特徴PR動画制作事業

2 事業の趣旨及び目的

若年層の県外流出に関して、県外に進学した若年層のうち県内就職を検討していない者が一定数おり、地域全体の企業の認知度向上や魅力発信が重要となっている。

一方で、企業は人口減少・少子高齢化の影響による慢性的な労働力不足に苦慮しており、生産力の向上及び地域経済の活性化のためには優秀な人材確保、定着が課題となっている。

このため、本事業においては、若年層をターゲットとして県中地域を支える企業全体の魅力や認知度向上、ブランディングに資するPR動画（プロモーションムービー）を作成し、地元で働くイメージを持てるような情報発信を行う。本事業実施により、地元企業全体の認知度向上を支援するとともに地元企業への関心を喚起し、新規高卒者の地元就職促進、大学進学後のUターン就職促進を図る。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月25日（水）まで

4 委託内容

前記2の趣旨及び目的を達成するため、下記業務を行うこと。

(1) YouTube 動画または Instagram 動画の制作

ア 若年層をターゲットとしたインパクトのある動画とする。福島県内在住者だけでなく、県外に進学・就職した若年層にも訴求するものであること。

イ 各動画の長さは1分以内を目安とするが、内容や表現、視聴意欲等を勘案して決定する。

ウ 動画にはBGM・音響を効果的に入れること。また、動画内容の理解を促進するため、字幕を入れること。

エ 動画はアニメーションと組み合わせても良いものとする。

オ 県中管内12市町村（郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町）の地域や企業の魅力に焦点を当てるものであること。また、地域内企業全体のブランディングに資するものであること。

(2) 視点及び制作本数

ア 地域を支える企業全体の特徴にスポットを当てるもの 2種類以上

イ 目立ちにくい業種の魅力にスポットを当てるもの 1種類以上

ウ 地元就職またはUターン就職を考える契機となるもの 1種類以上

(3) 動画を視聴してもらうためのインターネット等による広報及び効果の分析

ア YouTube や Instagram 等における広告を行うこと。

イ 発信後、動画閲覧数や属性などを踏まえて効果の分析を行うこと。

ウ 制作した動画の効果的な活用について提案等を行うこと。

(4) その他

上記(1)から(3)に掲げる業務に附帯する業務で、目的の達成に資する工夫や取組がある場合には提案すること。なお、委託料には、委託事業の適切な実施に係る一切の経費を含むものとする。

5 提出書類

- (1) 委託業務着手届
- (2) 委託業務完了届
- (3) その他県が必要と認める書類

6 成果品

- (1) 制作した映像等のデータを収録したDVD等のメディア (YouTube や Instagram 等で配信可能な形式とし、コピーガード処理を行わないものとする。)
- (2) 動画内容の概要版資料
- (3) 業務実績報告書
- (4) その他本業務で作成した資料のうち、県が必要と判断した資料

7 納品場所

〒963-8540 福島県郡山市麓山一丁目1番1号
福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課

8 成果品等の帰属

本事業により制作された動画等の著作権及び利用権等については、県に帰属し、県が指定するウェブサイト等で後年以降も継続して使用できることを原則とする。なお、動画において著名人等を使用する場合には、二次利用や後年利用に際して著作権料等が後年度発生しないよう留意すること。

その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上決定するものとする。

9 その他の留意事項

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたって実施内容を事前に協議するなど、委託者との緊密な連携のもと、迅速かつ効果的・効率的な遂行を心がけること。
- (2) 受託者は、県との間で本業務を実施するために必要な打合せを随時確保すること。また、受託者は進行状況等について、逐次、県に報告すること。なお、県は本業務の実施のために必要な協力をする。
- (3) 受託者は、本業務全体に関して主として指揮・監督を行う業務主任者を定め、事業運営や委託者との調整や報告について、責任をもって対応すること。
- (4) 受託者がやむを得ない事情により本仕様書の内容の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議し、県の承認を得ること。
- (5) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら県の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。

この場合、県は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

- (6) 本仕様書に定めのない事項及び定める内容について疑義が生じたときは、福島県と受託者が協議の上、定めることとする。ただし、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては、本業務に含まれるものとする。
- (7) 受託者は、本業務について機密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。
- (8) 受託者は、職業安定法等の諸法令を遵守すること。
- (9) 受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）における個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び福島県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年福島県条例第69号）を遵守しなければならない。